

ご旅行条件書

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集企画旅行契約

- (1)この旅行は、国際開発株式会社(東京都千代田区神田須田町1丁目34番1号 国土交通大臣登録旅行業第275号 社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員)以下「当社」といいます。が企画・募集実施する企画旅行で、お客様は当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
(2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
(3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡りする確定書面(最終日程表)ならびに当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。))によります。
また、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行(日本発着時に船舶を利用する旅行を除きます)であって、パンフレット上にその旨記載した旅行については、当社クルーズ船を利用する海外旅行に使用する旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社クルーズ約款」といいます。))によります。当社クルーズ約款は、第12項「旅行契約の解除・払い戻し」(1)、「お客様が解除権」の取消料部分以外は、当社約款と内容となります。

2. 旅行の申し込みと旅行契約の成立

- (1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

Table with 2 columns: 区分 (区別) and 申込金(お1人様) (Application fee per person). Rows include: 旅行代金が30万円以上 (50,000円以上旅行代金まで), 旅行代金が15万円以上30万円未満 (30,000円以上旅行代金まで), 旅行代金が15万円未満 (20,000円以上旅行代金まで).

- また、旅行契約が当社が契約の締結を承し、申込書と申込金を受領した時に成立するものとします。ただし特定機関・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。
(2)当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点で成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を受領した時に成立するものとします。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。
(3)当社は電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約の完了をもって予約をさせるときは、第22項「通信契約による旅行条件」(4)の定めにより契約が成立いたします。

3. 申込条件と参加条件

- (1)未成年の方は保護者の同意が必要で、15歳未満の方は保護者の同行を条件とする場合があります。75歳以上の方は、健康アンケートを提出していただきます。旅行の安全かつ円滑な実施のために、コースによりご参加をお断りさせていただくが、同伴者の同行などを条件とさせていただきます。
(2)特定の旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に一致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
(3)障害のある方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、あるいは妊娠中または特別の配慮を必要とする方は、その旨を予約申込時にお申し出ください。当社は、可能な範囲内でこれに応じます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、旅行の安全かつ円滑な実施に支障をきたす当社が判断するときはお申し込みをお断りさせていただきます。
(4)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の理由により、医師の診断または治療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施を費用上必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかるとは費用はお客様のご負担となります。
(5)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。また、お客様の都合により旅行の行程から離脱する場合は、事前にその旨および復帰の有無について必ず当社へ添葉をもって現地係員にご連絡いただけます。
(6)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
(7)その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 旅行契約書面と最終日程表の交付

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
(2)前号の契約書面を補完する書面として、当社は確定した最終日程表、利用運送機関および宿泊機関等が記載された確定書面(最終日程表)を旅行開始日の前日よりお渡しします。(当社は旅行開始日の2週間前～5日前にはお渡しできるよう努力いたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日より起算してさかのぼって7日目にあたる日より前日までの間は、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、確定書面のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金とお支払い方法

- (1)旅行代金とは契約書面に旅行代金として表示した金額をいいます。ただし、パンフレット記載(または別途、当社が案内した、お1人部屋を使用される場合や航空機・宿泊機関のクラス変更等の追加料金がある場合にはこれを加算し、3人割引等の割引代金がある場合にはこれを減算した額をいいます。
(2)前号の代金の額に申込金、取消料、違約料および変更補償金を算出する際の基準となります。
(3)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日にあたる日より前日にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前日にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払ってください。
(4)子ども代金は旅行開始日当日を基準に満2歳以上、12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席及び客室におけるベントを使用しない方に適用します。

6. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び一定の条件下に限りあら

ゆる旅行者に一律に課されるもの)に限ります。以下同様とします。を含みません。)(コースにより等級が異なります。)

- (2)旅行日程に記載した宿泊料金および税・サービス料金(パンフレット等に特に記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- (3)旅行日程に記載した食料料金および税・サービス料金
- (4)旅行日程に記載した観光料金(カイト料金、入場料金)
- (5)手荷物の運搬料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金。(航空機で運搬の場合は、お1人様20kg以内が原則となっておりますが、クラス・方面によって異なりますので詳しくは係員におたずねください。また、一部の空港、駅、港、ホテルではポーターがない等の理由によりお客様自身にて運搬して頂く場合があります。)
- (6)団体行動中のチップ
(7)添乗員付コースの場合は添乗員が同行するために必要な諸費用(上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。)

7. 旅行代金に含まれないもの

- 前第6項に記載したものを以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
(1)超過手荷物料金(各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの)
(2)クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人の性質の諸費用およびこれに係わる税・サービス料金
(3)日本国内の航空施設使用料、各国空港税・出国税等運送機関が政府その他の公的機関に代わって収受しているもの
(4)運送機関の課す付加運賃・料金
(5)渡航手続関連諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続取扱料金等)
(6)希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
(7)日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、宿泊費等
(8)お1人部屋を使用される場合の追加料金

8. お客様がご出発までに実施する事項/渡航準備

- (1)旅行(必要な旅券(パスポート)、査証(ビザ)、再入国許可および各種証明書)に必要の渡航書類といえます。の取得については、お客様各自で行っていただきます。旅券の有効期限等は渡航先国により条件が異なりますのでご注意ください。(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。)
ただし、取扱店では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部を代行いたします。この場合、取扱店はお客様ご自身の事由により旅券、査証の取得ができなくてご自身の責任を負いません。
(2)渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」をご確認ください。
厚生労働省海外感染症情報【URL】http://www.forth.go.jp/
(3)渡航先(国または地域)によっては、外務省より危険情報などの安全関係の海外渡航関連情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店にご確認ください。海外渡航関連情報は下記にてご確認ください。
外務省海外安全ホームページ
【URL】http://www.pubanzen.mofa.go.jp/
外務省安全相談センター【TEL】03-5501-8162
外務省安全情報FAXサービス【FAX】10570-03300
(4)旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。
外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合、旅行代金は全額返金いたします。ただし、当社が安全に対し適切な措置を取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられたら当社所定の取消料がかかります。いずれの場合も内容は書面またはホームページにてご案内いたします。

9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社との関係し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を確保するためやむを得ないときは、お客様にあらじめやむかや当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後ご説明します。

10. 旅行代金の変更

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前にお客様に通知します。
(2)前第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(3)前第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、旅行サービスの提供が行われたにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことに伴う変更(オーバーブッキング)の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

11. お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
(2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があったときに効力を生ずるものとします。以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を承継するものとします。
(3)当社は、旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合があります。この場合、契約者であるお客様は次項により旅行契約を解除し、契約上の地位を譲受さしよつとしたお客様は本条件書の定めるところにより当社と新たに旅行契約を締結していただきます。

12. 旅行契約の解除・払い戻し

1. 旅行開始前の解除・払い戻し

お客様がご出発前に

ア.お客様は次に定める取消料を支払いただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表にいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社または旅行業法で規定された「受託営業所」のそれぞれ営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、確認した日を基準とします。

Table with 2 columns: 区分 (Category) and 取消料 (Cancellation fee). Rows include: 旅行開始日がピーク時の旅行である場合 (旅行代金の10% (最高5万円とします)), 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目にあたる日まで (旅行代金が30万円以上...5万円, 旅行代金が15万円以上30万円未満...3万円, 旅行代金が10万円以上15万円未満...2万円, 旅行代金が10万円未満...旅行代金の20%), 旅行開始日の前々日および前日 (旅行代金の30%), 旅行開始日の当日 (旅行代金の50%), 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 (旅行代金の100%)

注:「ピーク時」とは、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日まで、および12月20日から1月7日までをいいます。

- イ.特定コース(貸切航空機を利用する旅行、日本出入国時に船舶を利用する旅行、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行でパンフレット上にクルーズ約款を適用する旨記載があるもの)については、別途お渡しの旅行条件書またはパンフレット記載の旅行条件、取消料によります。
ウ.お客様のご都合で旅行開始日を変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申し込みいただくこととなります。この場合当社は、本号の旅行契約の解除期日に基づく取消料を申し受けます。
エ.お客様は、次の各一項目に該当するときは、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
a)第9項に基づき、契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第21項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
b)第10項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
c)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能なおそれが極めて大きいとき。
d)当社がお客様に対し、第4項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までお渡ししなかったとき。
e)当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
オ.当社は本号のAにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本号のEにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。
カ.お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離脱された場合は、お客様の権利放棄となり、一切の払い戻しをいたしません。

当社の解除権

- ア.お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、旅行契約を解除することができます。この場合、本項(1)のAに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
イ.次の各一に該当するときは、当社は旅行契約を解除することができます。
a)お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b)お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
c)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められたとき。
d)お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、ピーク時に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前までに、また、ピーク時以外に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。
e)スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
f)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能なおそれが極めて大きいとき。
ウ.当社は、本号(1)のAにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から解除料を差し引いた額を払い戻します。また、本号(1)のEにより旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後の解除・払い戻し

- お客様の解除権
ア.お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払い戻しをいたしません。
イ.お客様の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行サービスを受領できなかったときは、お客様は取消料を支払うことなく当該受領することができなかった部分の契約を解除することができます。この場合において、当該旅行代金のうち当該受領することができなかった部分に係わる金額を払い戻します。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料、その他の既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用にかかる金額を差し引いたものをお客様へ払い戻します。
当社の解除権
ア.旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
a) お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
b) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示への遵守、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅